

石川県中古住宅流通活性化事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 石川県中古住宅流通活性化事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関しては、石川県補助金交付規則(昭和34年石川県規則第29号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、中古住宅を売却しようとする所有者が行う家財整理や修繕に対し、予算の範囲内で支援することにより、中古住宅の市場流通を活性化し、もって令和6年能登半島地震又は令和6年奥能登豪雨で被災された世帯にとって、中古住宅を選択できる市場形成を目的とする。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は県とする。

(事業対象市町)

第4条 本事業の対象市町は七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町とする。

(役割分担)

第5条 県、関係団体(公益社団法人石川県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会石川県本部)及び宅地建物取引業者は補助金の周知に取り組むほか、次に掲げる業務を行う。

(1) 県

- ア 予算の経理
- イ 交付申請等に係る内容審査、交付決定

(2) 関係団体

- ア 宅地建物取引業者への指導、説明
- イ 補助事業への助言

(3) 宅地建物取引業者

- ア 中古住宅の流通
- イ 交付申請等への協力

(定義)

第6条 この要綱において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

(1) 中古住宅

事業対象市町に所在する戸建空き家又は所有者の高齢化や相続等により今後遊

休化が見込まれる戸建住宅をいう。

(2) 媒介契約

宅地建物取引業法第34条の2に定める契約をいう。

(3) 媒介契約書

宅地建物取引業法第34条の2に定める書面をいう。

(4) 補助事業

補助金の交付の対象となる以下の事業をいう。

ア 家財整理

イ 修繕

(5) 補助事業者

補助金の交付決定を受けた者をいう。

(6) 課税事業者

消費税の納税義務が免除されない事業者をいう。

(補助対象者)

第7条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、別表1に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(補助対象経費)

第8条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表2に定める。ただし、同一敷地内に中古住宅が2棟以上ある場合は1棟のみを対象とする。

(補助金の額)

第9条 交付する補助金の額は、補助対象経費の額とし、予算の範囲内で別表3に定める額を限度とする。ただし、いずれの場合も千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

(家財整理に係る交付申請等)

第10条 第6条第4号アに掲げる補助事業を実施する補助対象者は、中古住宅の売買に関する媒介契約を締結した宅地建物取引業者と協力して、補助事業の完了後、対象となる中古住宅ごとに、石川県中古住宅流通活性化事業費補助金交付申請書兼実績報告書(家財整理)(別記第1号様式)に別表4に掲げる書類を添えて、石川県知事(以下「知事」という。)に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、補助事業が完了した日から起算して15日を経過した日又は毎年度3月10日(当該日が日曜日、土曜日又は休日にあたる場合は、当該日の直前の日曜日、土曜日及び休日以外の日とする)のいずれか早い期日までに行わなければならない。

3 第1項の規定による申請は、県に到達した先着順で受け付けるものとし、その内容

に不備があるときは、当該不備に係る補正が完了した時点で提出がなされたものとする。

- 4 知事は、提出された交付申請に係る補助金の額の合計が予算の総額に達したときは、第2項に定める期日にかかわらず、受付を中止することがある。
- 5 知事は、前項に定める受付の中止を決定したときは、速やかにその旨をホームページに掲載する。
- 6 補助対象者が課税事業者であって、第1項に定める申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額のうち、補助金の額に対応する部分の金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(家財整理に係る交付決定等)

- 第11条 知事は、前条第1項に定める申請書の提出があった場合には、予算の状況、当該申請書の内容審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、石川県中古住宅流通活性化事業費補助金交付決定(額の確定)通知書(別記第2号様式)により補助対象者に通知する。
- 2 知事は、前項に定める交付決定をするに当たり、必要な条件を付することができる。
 - 3 知事は、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して石川県中古住宅流通活性化事業費補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知する。

(修繕を含む補助事業に係る交付申請)

- 第12条 第6条第4号イ又は同号ア及びイに掲げる補助事業を実施する補助対象者は、中古住宅の売買に関する媒介契約を締結しようとする宅地建物取引業者と協力して、補助事業の着手前に、対象となる中古住宅ごとに、石川県中古住宅流通活性化事業費補助金交付申請書(修繕)(別記第4号様式)に別表5に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 2 補助対象者は、交付決定前に補助事業に着手してはならない。
 - 3 第1項の規定による申請は、毎年度1月15日(当該日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、当該日の直前の日曜日、土曜日及び休日以外の日とする。)までに知事に到達したものに限り受け付ける。
 - 4 第10条第3項から第6項及び第11条第3項の規定は、本条第1項の規定による交付申請について準用する。この場合において、第10条第4項中「第2項」とあるのは「第12条第3項」と、第10条第6項中「第1項に定める申請書」とあるのは

「第12条第1項に定める申請書」と読み替えるものとする。

(修繕を含む補助事業に係る交付決定)

第13条 知事は、前条第1項に定める申請書の提出があった場合には、予算の状況、当該申請書の内容審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、石川県中古住宅流通活性化事業費補助金交付決定通知書(別記第5号様式)により補助対象者に通知する。

2 第11条第2項の規定は、前項の規定による交付決定について準用する。

(修繕を含む補助事業に係る変更)

第14条 前条に定める交付決定を受けた補助事業者が、補助事業の内容を変更(事業の中止を含む)しようとするときは、あらかじめ石川県中古住宅流通活性化事業費補助金変更交付申請書(別記第6号様式)を知事に提出し、石川県中古住宅流通活性化事業費補助金変更交付決定通知書(別記第7号様式)により承認を受けなければならない。ただし、知事が軽微な変更と認めた場合はこの限りではない。

(申請の取下げ)

第15条 補助金の交付申請を行った者は、当該申請を取り下げようとするときは、第11条又は第13条の規定による通知がなされるまでに石川県中古住宅流通活性化事業費補助金取下げ申請書(別記第8号様式)を知事に提出しなければならない。

(修繕を含む補助事業に係る実績報告)

第16条 補助事業者は、第13条の規定により交付決定を受けた補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して15日を経過した日又は毎年度3月10日(当該日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、当該日の直前の日曜日、土曜日及び休日以外の日とする)のいずれか早い期日までに、石川県中古住宅流通活性化事業費補助金実績報告書(別記第9号様式)に別表6に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者が課税事業者であって、第12条第1項に定める交付申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合において、前項の実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助対象経費から減額して提出しなければならない。

(修繕を含む補助事業に係る額の確定)

第17条 知事は、前条第1項に定める報告書の提出があった場合には、当該報告書の内容審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が適正であると認めたときは、石川県中古住宅流通活性化事業費補助金額の確定通知書(別記第10号様式)により、補助事業者はその額を通知する。

(補助金の請求)

第18条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、第11条又は第17条に定める額の確定通知を受領した後、速やかに石川県中古住宅流通活性化事業費補助金請求書(別記第11号様式)に関係書類を添えて知事に提出する。

(交付決定の取消し)

第19条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、石川県中古住宅流通活性化事業費補助金取消通知書(別記第12号様式)により、交付決定した補助金を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 知事の指示に従わなかったとき。
- (3) この要綱、交付決定に付した条件又は交付申請に当たり誓約した事項に違反したとき。
- (4) 別表7に定める暴力団排除に関する誓約事項に違反したとき。
- (5) その他知事が特に取り消す必要があると認めたとき。

(補助金の返還)

第20条 補助事業者は、知事が前条の規定により取り消した場合において、知事の命令があったときは、別に定める期日までに、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

2 課税事業者である補助事業者は、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合において、補助金が過払いとなる場合は消費税等仕入控除税額報告書(別記第13号様式)により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

(調査及び指示)

第21条 知事は、補助金の交付に関し、必要があると認めるときは、補助金の交付申請を行った者又は補助事業者に対し、補助金の交付に係る通帳、書類その他必要な物件の提出若しくは提示を求め、又は現地を調査し、若しくは他機関へ確認することができる。

2 知事は、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これに従って遂行すべきことを指示することができる。

(延滞金)

第22条 補助事業者は、補助金の返還を指示され、これを期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年

10. 95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 2 前項の場合において、当該返還を要する補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 3 知事は、第1項の場合においてやむを得ない事由があると認めるときは、延滞金を減免することができる。

(補助事業の経理等)

第23条 補助事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分して経理し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(中止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(財産処分の制限)

- 第24条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後10年間(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)において 耐用年数が10年未満のものにあつては耐用年数)以内に知事の承認なく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊してはならない。ただし、補助金の交付目的に沿って中古住宅を売却する場合はこの限りでない。
- 2 知事は、前項に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すことを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずる場合がある。

(個人情報保護)

- 第25条 補助金を所管する職員は、本事業を通じ補助事業者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。
- 2 補助金を所管する職員は、本事業の実施に当たって、申請に関する一切の個人情報を、当該情報の提供者から同意を得ることなく、第三者に漏洩し、又は第2条に規定する交付の目的以外の目的に利用してはならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第26条 補助対象者は、別表7に定める暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に誓約しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに誓約したものとする。

(雑則)

第27条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月22日から施行し、同日以降に実施した補助事業及び媒介契約について適用する。

別表 1 (第 7 条関係) 補助対象者

- (1) 被災者生活再建支援金のうち加算支援金、地域福祉推進支援臨時特例給付金のうち住宅再建給付金、自宅再建利子助成事業給付金、能登創生住まい支援金のいずれも受給していない者であって、中古住宅の所有者であるもの。
- (2) 申請者、申請者の配偶者又は申請者の 2 親等以内の親族が、今後中古住宅に居住予定がなく、売買成立後、速やかに当該住宅を明け渡す。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でない。
- (4) 県税の滞納がない。
- (5) 法人、国の機関又は地方公共団体ではない。

別表 2 (第 8 条関係) 補助対象経費

(1) 家財整理費

中古住宅の所有者が、当該住宅を売り出すに当たり事業者に依頼して実施した家財の仕分け、搬出、運搬及び処分に要した経費。

(補助対象外経費例) 大規模なクリーニング、エアコンクリーニング、家電リサイクル法に基づくリサイクル料金、害虫駆除、消臭、自ら実施した家財整理に係る経費

(2) 修繕費

中古住宅の所有者が、当該住宅を売り出すに当たり事業者に依頼して実施した修繕に要した経費。

(補助対象外経費例) 外構(駐車場、カーポート、アプローチ、門扉、塀、照明、植栽等)、自らが実施した修繕(DIY 等)

別表 3 (第 9 条関係) 補助金の額

(1) 家財整理費

補助対象経費の額。ただし、1 棟あたり 2 0 0 千円を限度とする。

(2) 修繕費

補助対象経費の額。ただし、1 棟あたり 1, 0 0 0 千円を限度とする。

家財整理費をあわせて申請する場合にあっては、補助対象経費の合計額。ただし、1 棟あたり 1, 0 0 0 千円を限度とし、このうち家財整理費に係る補助金の額は 2 0 0 千円を限度とする。

別表 4（第 10 条関係） 家財整理に係る交付申請等

- (1) 誓約書兼同意書(別記第1号様式別紙①)
- (2) 補助事業の前後の写真(別記第1号様式別紙②)
- (3) 媒介契約書の写し
- (4) 領収書の写しなど補助対象経費を支払ったことがわかる書類(内訳が分かるもの)
- (5) 中古住宅の位置図及び外観写真
- (6) その他知事が必要と認める書類

別表 5（第 12 条関係） 修繕を含む補助事業に係る交付申請

- (1) 誓約書兼同意書(別記第4号様式別紙)
- (2) 補助対象経費の見積書の写し
- (3) 中古住宅の位置図及び外観写真
- (4) 補助事業に着手する箇所の写真
- (5) 中古住宅の所有者であることが確認できる書類（登記事項証明書など）
- (6) その他知事が必要と認める書類

別表 6（第 16 条関係） 修繕を含む補助事業に係る実績報告

- (1) 実績報告内訳書(別記第9号様式別紙)
- (2) 媒介契約書の写し
- (3) 領収書の写しなど補助対象経費を支払ったことがわかる書類
- (4) 補助事業が完了した箇所の写真
- (5) <建築確認が必要な修繕の場合>建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

別表 7 (第 26 条関係) 暴力団排除に関する誓約

暴力団排除に関する誓約事項

補助対象者は、補助金の交付申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約しなければならない。また、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、不利益を被ることとなった場合においては、異議は一切申し立てないことを誓約しなければならない。

記

- 1 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である。
- 2 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している。

別記第 1 号様式(第 10 条関係)

年 月 日

石 川 県 知 事 様

(申請者)

(所 補 助 対 象 者)	郵便番号	
	住所	
	(フリガナ)	
	氏名	
	電話番号	
宅地建物取引業者		

石川県中古住宅流通活性化事業費補助金交付申請書兼実績報告書(家財整理)

このことについて、石川県中古住宅流通活性化事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり交付申請及び実績報告します。

なお、この交付申請書兼実績報告書及び関係書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1. 交付申請額等

総事業費	円
補助対象経費	円
交付申請額	円

※交付申請額は千円未満切り捨てかつ上限額 200,000 円

2. 補助対象事業期間 年 月 日 から 年 月 日

3. 中古住宅の状況

所在地	石川県			
売却理由	☐ 日常生活を営むうえで、不便・不都合と感ずるため			
	☐ 災害リスクがあると感じるため			
	☐ 施設入所・入院のため			
	☐ 維持・管理が負担であるため(相続による負担を含む)			
	☐ その他()			
り災区分	☐ 地震や豪雨による被害はない			
	地震	☐ 半壊以上	☐ 準半壊	☐ 一部損壊
	豪雨	☐ 半壊以上	☐ 準半壊	☐ 一部損壊
	複合	☐ 半壊以上	☐ 準半壊	☐ 一部損壊
空き家バンク	☐ 登録済		☐ 登録しない	

※複合:り災原因が令和6年奥能登豪雨及び令和6年能登半島地震のもの

4. 添付書類 ※宅地建物取引業者と協力して添付した書類に申請者が自らチェック☑

1 誓約書兼同意書(別記第1号様式別紙①)	☐
2 補助事業の前後の写真(別記第1号様式別紙②)	☐
3 媒介契約書の写し	☐
4 領収書の写しなど補助対象経費を支払ったことがわかる書類(内訳がわかるもの)	☐
5 中古住宅の位置図及び外観写真	☐
6 その他知事が必要と認める書類	☐

別記第 1 号様式別紙①(第 10 条関係)

誓約書兼同意書

石川県中古住宅流通活性化事業費補助金の交付申請兼実績報告にあたり、次のとおり誓約し、同意します。

誓約事項

1. 被災者生活再建支援金のうち加算支援金、地域福祉推進支援臨時特例給付金のうち住宅再建給付金、自宅再建利子助成事業給付金、能登創生住まい支援金のいずれも受給していません。
2. 売り出した住宅に申請者、申請者の配偶者又は申請者の2親等以内の親族は居住しません。
3. 石川県中古住宅流通活性化事業費補助金交付要綱の施行日以降に補助事業及び媒介契約を行いました。
4. 中古住宅に申請者以外の共有者がいる場合は、補助金の交付申請、補助事業の実施及び売却について、共有者全員の同意を得ています。
5. 上記の誓約事項に違反又は事実と相違することがあったときは、県の指示に従い、受け取った補助金の一部又は全部を返還します。

同意事項

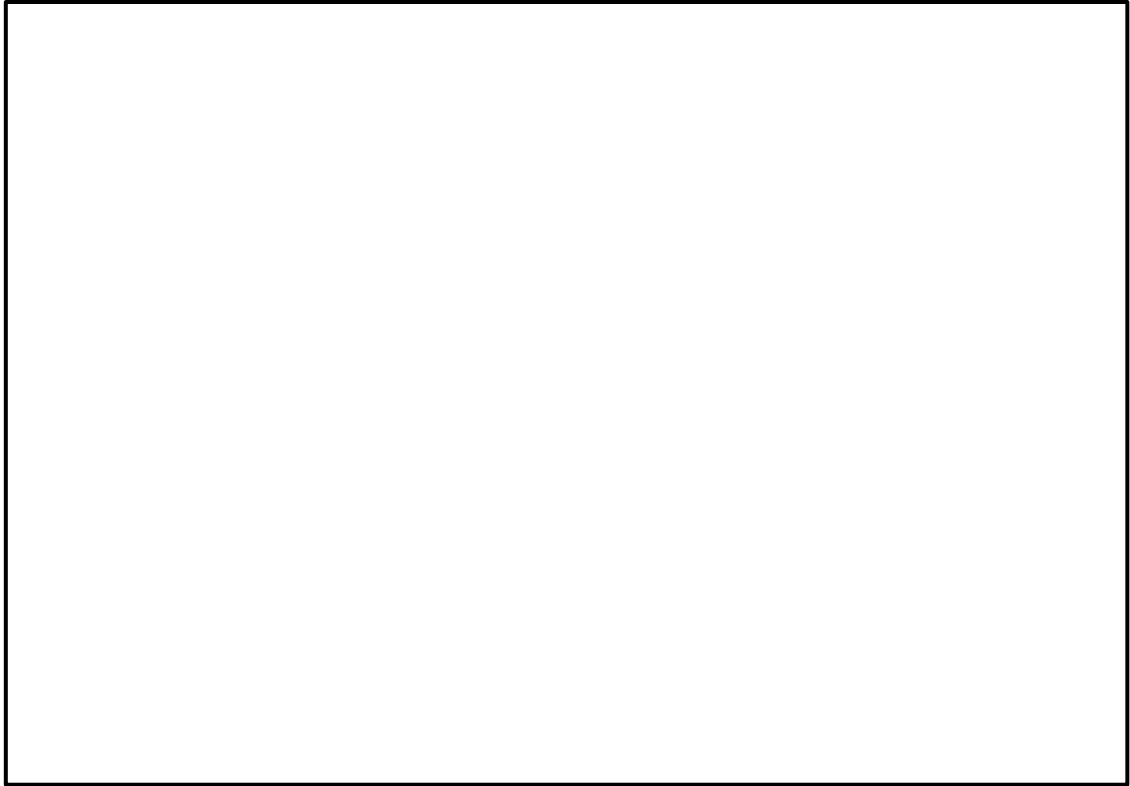
1. 申請に伴い県に提出した書類が、理由を問わず返却されないことに同意します。
2. 記載された個人情報をもとに本支援策と同様の事業を実施する関係機関に提供すること及び関係機関に提出された申請書等の情報を収集することについて同意します。
3. 県が補助金の交付決定をするにあたり、必要な事項及び内容について調査することに同意します。

年 月 日

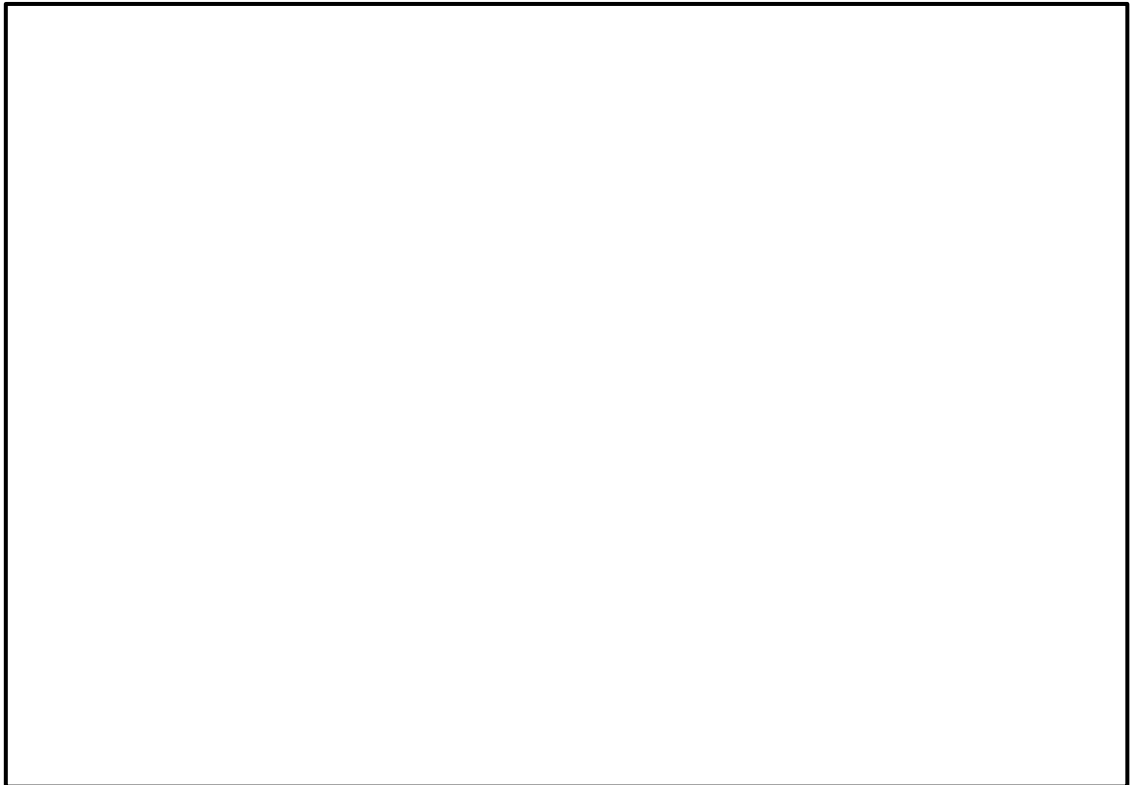
(申請者)

別記第 1 号様式別紙②(第 10 条関係)

補助事業の実施前(撮影日：)※ 2 枚程度貼り付け



補助事業の実施後(撮影日：)※実施前と同じ画角から撮影すること



第 号
年 月 日

(申請者) 様

石 川 県 知 事

石川県中古住宅流通活性化事業費補助金交付決定(額の確定)通知書

年 月 日付けで交付申請兼実績報告のあった石川県中古住宅流通活性化事業費補助金については、石川県中古住宅流通活性化事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定し、併せてその額を確定しましたので通知します。

記

補助対象経費	金	円
補 助 金 の 額	金	円
条 件		

別記第 3 号様式(第 11 条関係)

第 号
年 月 日

(申請者) 様

石 川 県 知 事

石川県中古住宅流通活性化事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった石川県中古住宅流通活性化事業費補助金については、次の理由により交付しないこととしましたので、石川県中古住宅流通活性化事業費補助金交付要綱第11条第3項(又は第12条第4項)の規定により通知します。

(交付しない理由)

別記第 4 号様式(第 12 条関係)

年 月 日

石 川 県 知 事 様

(申請者)

(所 補 助 対 有 象 者) 者	郵便番号	
	住所	
	(フリガナ)	
	氏名	
	電話番号	
宅地建物取引業者		

石川県中古住宅流通活性化事業費補助金交付申請書(修繕)

このことについて、石川県中古住宅流通活性化事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり交付申請します。

なお、この交付申請書及び関係書類に記載の事項は、事実と相違ありません。また、交付決定前に補助事業に着手しません。

記

1. 交付申請額等

	家財整理費	修繕費	合計
総事業費	円	円	円
補助対象経費	円	円	円
交付申請額	円	円	円

※交付申請額は千円未満切り捨てかつ上限額は 1,000,000 円(このうち、家財整理費は上限額 200,000 円)

2. 補助対象事業の着手予定年月日 年 月 日

3. 補助対象事業の完了予定年月日 年 月 日

※建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の交付がある場合は、当該交付日を完了日とする

4. 中古住宅の状況

所在地	石川県			
売却理由	☐ 日常生活を営むうえで、不便・不都合と感ずるため			
	☐ 災害リスクがあると感じるため			
	☐ 施設入所・入院のため			
	☐ 維持・管理が負担であるため(相続による負担を含む)			
	☐ その他()			
り災区分	☐ 地震や豪雨による被害はない			
	地震	☐ 半壊以上	☐ 準半壊	☐ 一部損壊
	豪雨	☐ 半壊以上	☐ 準半壊	☐ 一部損壊
	複合	☐ 半壊以上	☐ 準半壊	☐ 一部損壊
空き家バンク	☐ 登録済	☐ 登録予定	☐ 登録しない	

※複合:り災原因が令和6年奥能登豪雨及び令和6年能登半島地震のもの

5. 添付書類 ※宅地建物取引業者と協力して添付した書類に申請者が自らチェック☑

1 誓約書兼同意書(別記第4号様式別紙)	☐
2 補助対象経費の見積書の写し	☐
3 中古住宅の位置図及び外観写真	☐
4 補助事業に着手する箇所の写真	☐
5 中古住宅の所有者であることが確認できる書類(登記事項証明書など)	☐
6 その他知事が必要と認める書類	☐

別記第 4 号様式別紙(第 12 条関係)

誓約書兼同意書

石川県中古住宅流通活性化事業費補助金の交付申請にあたり、次のとおり誓約し、同意します。

誓約事項

1. 被災者生活再建支援金のうち加算支援金、地域福祉推進支援臨時特例給付金のうち住宅再建給付金、自宅再建利子助成事業給付金、能登創生住まい支援金のいずれも受給していません。
2. 売り出した住宅に申請者、申請者の配偶者又は申請者の2親等以内の親族は居住しません。
3. 石川県中古住宅流通活性化事業費補助金交付要綱の施行日以降に補助事業及び媒介契約を行うとともに、媒介契約については、実績報告までに締結します。
4. 交付決定前に補助事業に着手しません。
5. 中古住宅に申請者以外の共有者がいる場合は、補助金の交付申請、補助事業の実施及び売却について、共有者全員の同意を得ています。
6. 上記の誓約事項に違反又は事実と相違することがあったときは、県の指示に従い、受け取った補助金の一部又は全部を返還します。

同意事項

1. 申請に伴い県に提出した書類が、理由を問わず返却されないことに同意します。
2. 記載された個人情報や本支援策と同様の事業を実施する関係機関に提供すること及び関係機関に提出された申請書等の情報を収集することについて同意します。
3. 県が補助金の交付決定をするにあたり、必要な事項及び内容について調査することに同意します。

年 月 日

(申請者)

第 号
年 月 日

(申請者) 様

石 川 県 知 事

石川県中古住宅流通活性化事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった石川県中古住宅流通活性化事業費補助金については、石川県中古住宅流通活性化事業費補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

補助対象経費	金	円
補 助 金 の 額	金	円
条 件		

年 月 日

石 川 県 知 事 様

(申請者)

(所 補 助 対 有 象 者) 者	郵便番号	
	住所	
	(フリガナ)	
	氏名	
	電話番号	
宅地建物取引業者		

石川県中古住宅流通活性化事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた石川県中古住宅流通活性化事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、石川県中古住宅流通活性化事業費補助金交付要綱第14条の規定により、関係書類を添えて申請します。また、県が必要な事項及び内容について調査することを承諾します。

なお、この変更交付申請書及び関係書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1. 交付決定額
- 金 円
- 変更交付申請額
- 金 円
- ※千円未満切り捨て
- ※中止する場合は変更交付申請額を0円とする

2.変更を受けようとする理由

3.補助事業の着手予定年月日 年 月 日

4.補助事業の完了予定年月日 年 月 日

※建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の交付がある場合は、当該交付日を完了日とする

※参考となる資料を添付すること。

第 号
年 月 日

(申請者) 様

石 川 県 知 事

石川県中古住宅流通活性化事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった石川県中古住宅流通活性化事業費補助金については、石川県中古住宅流通活性化事業費補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

記

補助対象経費 (変 更 前)	金 円	補助対象経費 (変 更 後)	金 円
補 助 金 の 額 (変 更 前)	金 円	補 助 金 の 額 (変 更 後)	金 円
条 件			

別記第8号様式(第15条関係)

年 月 日

石川 県 知 事 様

(申請者)

（補助対象者）	郵便番号	
	住所	
	（フリガナ）	
	氏名	
	電話番号	
宅地建物取引業者		

石川県中古住宅流通活性化事業費補助金取下げ申請書

年 月 日付けで提出した石川県中古住宅流通活性化事業費補助金に係る交付申請を下記の理由により取り下げたいので、石川県中古住宅流通活性化事業費補助金交付要綱第15条の規定により、申請します。

記

取下げ理由

のため

別記第9号様式(第16条関係)

年 月 日

石 川 県 知 事 様

(申請者)

(所 補 助 対 有 象 者) 者	郵便番号	
	住所	
	(フリガナ)	
	氏名	
	電話番号	
宅地建物取引業者		

石川県中古住宅流通活性化事業費補助金実績報告書(修繕)

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった石川県中古住宅流通活性化事業費補助金に係る事業が完了しましたので、石川県中古住宅流通活性化事業費補助金交付要綱第16条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1. 補助金実績額 金 円

2. 実績報告内訳書
別紙のとおり

3. 添付資料 ※宅地建物取引業者と協力して添付した書類に申請者が自らチェック☑

1 実績報告内訳書(別記第9号様式別紙)	☐
2 媒介契約書の写し	☐
3 領収書の写しなど補助対象経費を支払ったことがわかる書類	☐
4 補助事業が完了した箇所の写真	☐
5 <建築確認が必要な修繕の場合> 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し	☐
6 その他知事が必要と認める書類	☐

別記第 9 号様式別紙(第 16 条関係)

実績報告内訳書

1. 補助事業実施期間

着手日 年 月 日
完了日 年 月 日

※建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の交付がある場合は、当該交付日を完了日とする

2. 補助事業の概要(該当する箇所には☑。修繕は☑の後に施工内容を簡潔に記入する。)

家財整理	☐				
修 繕	施工業者名				
	施工箇所	水 回 り	キッチン	☐	
			トイレ	☐	
			風呂	☐	
			洗面	☐	
		その他住宅内		☐	
		住宅外装		☐	

3. 事業費の詳細

(単位:円)

補助事業区分	総事業費	補助対象経費	財源	
			補助金	自己資金
家財整理				
修 繕				
合 計				

第 号
年 月 日

(申請者) 様

石 川 県 知 事

石川県中古住宅流通活性化事業費補助金額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった石川県中古住宅流通活性化事業費補助金については、石川県中古住宅流通活性化事業費補助金交付要綱第17条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

記

補助対象経費	金 円 〔うち、家財整理 金 円〕 〔うち、修繕 金 円〕
確定補助金額	金 円 〔うち、家財整理 金 円〕 〔うち、修繕 金 円〕
交付決定補助金額	金 円 〔うち、家財整理 金 円〕 〔うち、修繕 金 円〕

年 月 日

石 川 県 知 事 様

(申請者)

(所 補 助 対 象 者)	郵便番号	
	住所	
	(フリガナ)	
	氏名	
	電話番号	

石川県中古住宅流通活性化事業費補助金請求書

年 月 日付け 第 号により額の確定通知があった石川県中古住宅流通
活性化事業費補助金について、下記金額を交付されるよう、石川県中古住宅流通活性化
事業費補助金交付要綱第18条の規定により請求します。

記

請 求 額 金 _____ 円

※申請者と口座名義人の氏名は、同一にしてください。
※内容の確認のため、下記内容が記載された部分の通帳の写し等を添えてください。

振込先	金融機関	銀行 金庫 組合		支店 支所 出張所			
	金融機関 コード		支店コード				
	預金種別	☐ 普通 ☐ 当座					
	口座番号						
	フリガナ						
	口座名義						

別記第 12 号様式(第 19 条関係)

第 号
年 月 日

(申請者) 様

石 川 県 知 事

石川県中古住宅流通活性化事業費補助金取消通知書

年 月 日付け 第 号により通知した石川県中古住宅流通活性化事業費補助金に係る交付決定について、下記1の理由により、石川県中古住宅流通活性化事業費補助金交付要綱第19条の規定に基づき取り消すこととしたので、通知します。

つきましては、石川県中古住宅流通活性化事業費補助金交付要綱第20条の規定に基づき下記2の金額を県に納付してください。

記

1 処分の理由

2 納付額

3 中古住宅の所在地

年 月 日

石 川 県 知 事 様

(申請者)

(補助対象者)者	郵便番号	
	住所	
	(フリガナ)	
	氏名	
	電話番号	
宅地建物取引業者		

消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の額の確定通知があった、石川県中古住宅流通活性化事業費補助金について、石川県中古住宅流通活性化事業費補助金交付要綱第20条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金の額の確定額
(年 月 日付け 第 号による補助金交付確定額)
- 金 円
2. 補助金の額の確定時における消費税等仕入控除税額
- 金 円
3. 消費税額及び地方消費税額の申告に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額
- 金 円
4. 補助金返還相当額(3―2)
- 金 円